

◎民法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 ○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法定相続分） 第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。</p>	<p>（法定相続分） 第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一 三 （同上）</p> <p>四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、<u>嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、</u>父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。</p>